

平成23年第3回定例会

健康福祉病院常任委員会

県立病院改革関係説明資料

【議案補充説明資料】

- | | 頁数 |
|--|----|
| ◇ 議案第19号
地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について | 1 |

【所管事項説明資料】

- | | 頁数 |
|-------------------|----|
| ◇ 県立病院改革の推進状況について | 5 |

平成23年10月6日

健康福祉部・病院事業庁

地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について

1 提案理由

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条第1項の規定により、知事が3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標として中期目標を定め、法人に指示しなければならないこととされていますが、知事が中期目標を定めるにあたっては、法第25条第3項の規定により議会の議決を得る必要があります。

2 内容

中期目標には、法第25条第2項の規定に基づき、次の事項について定めています。

- 1 中期目標の期間（5年間）
- 2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 その他業務運営に関する重要事項

なお、主な内容（概要）については、別添のとおりです。

3 評価委員会での検討

法第25条第3項の規定により、中期目標を定める際には評価委員会の意見を聴く必要があることから、これまでに評価委員会を3回開催し、パブリックコメントの結果や、近隣の二次救急医療機関の意見などを参考に検討を行ってきました。

平成23年3月17日 第1回評価委員会 中期目標（素案）の検討

平成23年6月16日 第2回評価委員会 ノ

平成23年7月21日 第3回評価委員会 中期目標（案）承認

【議案補充説明】

「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標」(案)の概要

前 文

法人に求める事項

- 柔軟かつ効率的な病院運営を行うことによって、多くの分野で県内最高水準の医療を提供し、県民や他の医療機関からも一層信頼される病院になること。
- 大規模災害の発生等非常時においては、県全体の医療提供体制を確保するため、県からの要請に応じて的確に対応するなど、セーフティネットの役割を確実に果たすこと。
- 人材育成の機能をさらに充実させ、医師等の不足や偏在という課題の解消に貢献すること。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

医療環境の変化や多様化する医療ニーズ等に対応して、県民に良質な医療を提供できるよう体制の充実を図り、本県の政策医療の拠点としての役割を担うこと。

(1) 診療機能の充実

北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすとともに、以下の診療機能の充実に重点的に取り組むこと。

- がん、脳卒中、急性心筋梗塞など高度医療を提供し、県民から多くの分野で高い評価を受ける病院をめざすこと。
- 救命救急センターとして、365日24時間体制で重篤な患者を受け入れること。
- 地域周産期母子医療センターの機能の充実を図ること。
- 感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院として、感染症への対応を率先して行う

(2) 信頼される医療の提供

- インフォームドコンセントの徹底など患者の視点に立って信頼される医療を推進すること。

(3) 医療安全対策の徹底

- 医療安全対策を徹底し、医療事故を未然に防止すること。

(4) 患者・県民サービスの向上

- 病院が提供するサービスについて患者の利便性の向上を図ること。

【議案補充説明】

2 非常時における医療救護等

大規模災害の発生等非常時には、県全体の医療提供体制を確保するため、的確に県民に対するセーフティネットの役割を果たすとともに、県外への医療救護等の協力をを行うこと。

- 基幹災害医療センターとしての機能を充実するとともに、東海地震、東南海・南海地震など県内外の大規模災害発生時には、職員を派遣するなど医療救護活動に取り組むこと。
- 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合には、迅速に対応すること。

3 医療に関する地域への貢献

地域医療を支える他の医療機関と密接に連携し支援すること。

- 病病連携・病診連携を推進し、地域の医療機関との連携を強化すること。
- 医師不足の深刻な公立病院に医師を派遣するなど地域の医療提供体制の確保に貢献すること。

4 医療に関する教育及び研修

積極的に臨床研修医等を受け入れるなど、関係機関と連携して医療従事者の教育及び研修の充実を図ること。また、院内のみならず県内の医療水準の向上が図られるよう医療従事者の育成を行うこと。

5 医療に関する調査及び研究

提供する医療の質の向上や県内の医療水準の向上、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 適切な運営体制の構築
- 2 効果的・効率的な業務運営の実現
- 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成
- 4 就労環境の向上

- 5 人材の確保・育成を支えるしくみの整備
- 6 事務部門の専門性の向上と効率化
- 7 収入の確保と費用の節減
- 8 積極的な情報発信

第4 財務内容の改善に関する事項

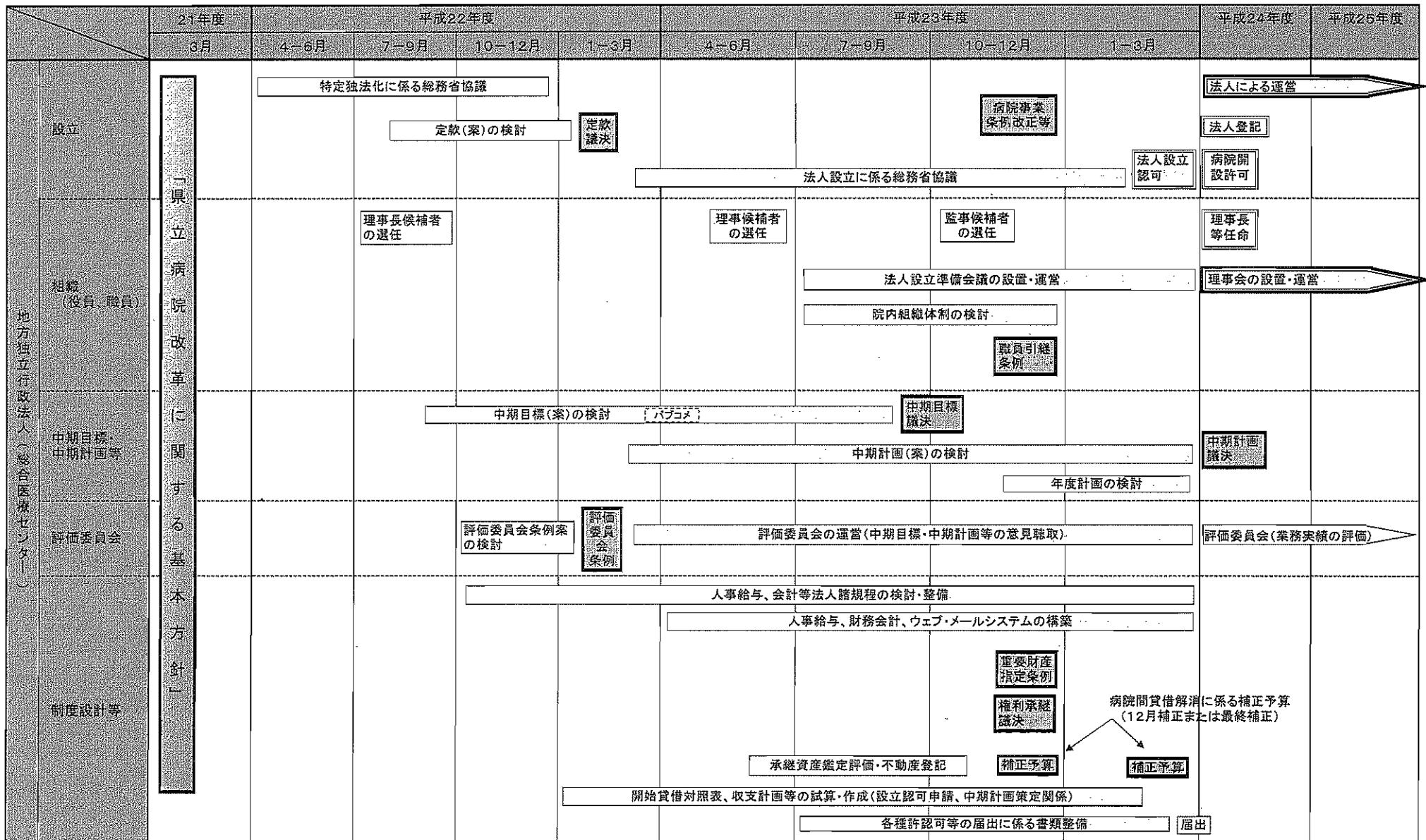
中期目標の期間に経常収支比率100%以上を達成し、維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力

- 2 法令・社会規範の遵守

総合医療センターの独立行政法人化にかかる取組スケジュール



【所管事項説明】

県立病院改革の推進状況について

県立病院改革については、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、運営形態を円滑に移行し、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供していくよう、健康福祉部と病院事業庁が連携しながら取り組んでいます。

このうち、総合医療センターについては、平成24年4月の地方独立行政法人化に向け、本年2月の定款の議決以降、法人運営の基本となる中期目標の策定を進めるとともに、法人設立準備会議を設置して、組織体制の検討や諸規程の整備などを進めているところです。

志摩病院については、平成24年4月の指定管理者制度導入に向け、本年3月の基本協定締結以降、指定管理者である地域医療振興協会と、診療体制の確保と業務の引継ぎを中心に協議・調整を進めています。

また、両病院の平成24年度以降の診療体制の確保に向け、関係部局等と連携しながら、職員の身分移行や新たな採用についての取組も進めているところです。

なお、こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）の今後の対応については、引き続き検討を進めています。

1 総合医療センター／地方独立行政法人化

(1) 中期計画の策定

地方独立行政法人においては、設立団体の長（知事）から指示された「中期目標」を達成するための計画として、中期目標に示された事項にかかる取組内容のほか、予算、収支計画、料金等を定めた「中期計画」（5年間）を策定し、知事の認可を受ける必要があります。また、認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経る必要があります。

現在、総合医療センター内に検討委員会を設置し、具体的な検討を進めているところであり、12月には議会に素案を提示する予定です。

(2) 法人設立準備会議

法人への移行にあたっては、法人の組織体制のほか、中期計画、平成24年度の年度計画及び予算、人事給与制度や財務会計制度にかかる諸規程の整備などについて、法人化前に予め審議しておく必要があります。このため、法人化後の「理事会」に相当する機関として、「法人設立準備会議」（委員8人で構成。議長は理事長候補者である現院長）を7月に設置し、既に2回の会議を開催したところです。

今後も、これらについての審議を進め、平成24年4月の円滑な移行につなげていきます。

【所管事項説明】

(3) 今後提出予定の議案

法人への移行に向けて、今後、以下のとおり議案を提出する予定です。

11月会議

- 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（三重県病院事業条例の一部改正など）
- 地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案
- 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
- 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について
- 地方独立行政法人三重県立総合医療センター一定款の一部変更について
- 病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 病院間貸借解消等にかかる補正予算（2月会議の場合もあり）

2月会議

- 運営費負担金等にかかる当初予算

2 志摩病院／指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者との協議・調整

運営形態の円滑な移行に向け、指定管理者である地域医療振興協会（平成23年4月1日に志摩市内に現地事務所を設置）との間で、医師の前倒し配置を含む今後の診療体制の回復・充実や、職員の身分移行、医療機器の整備、病院運営や施設管理等の業務の引継ぎなどについて、具体的な協議・調整を進めているところです。

(2) 医師の確保

現在志摩病院に勤務している医師については、6月6日～7日及び7月20日～21日に、指定管理者（地域医療振興協会 理事長）による、処遇等に関する説明と個別面談が実施されました。

その結果、現時点では、概ねほとんどの医師が地域医療振興協会に移行し、運営形態移行後の病院において継続して勤務する見込みです。

(3) 医師の前倒し配置の状況

地域医療振興協会による医師の前倒し配置の状況は、以下のとおりです。いずれも同協会の関連病院からの派遣となっています。

- ・外科医 7月4日から10月末まで、毎週月・火・水曜日の3日間

【所管事項説明】

- ・循環器科医 7月12日から、毎週火・水・木曜日の3日間
- ・総合医 9月5日から、毎週平日
- 10月8日からは、1週間交代（土～土曜日）で切れ目なく継続

（4）住民説明会の開催

運営形態の移行にあたり、地元住民への説明会を、11月9日及び平成24年2～3月の2回開催する予定です。

このうち11月の説明会では、地域医療振興協会は、同協会の組織・事業の概要のほか、平成24年4月移行時の診療体制やその後の体制回復をはじめとする志摩病院の運営に関する基本的な考え方などについて、説明する予定です。

なお、県からは、指定管理者制度導入にかかるこれまでの経緯について、改めて説明することとしています。

（5）今後提出予定の議案

指定管理者制度導入に向けて、今後、以下のとおり議案を提出する予定です。

11月会議

- 職員退職手当支給の特例に関する条例案
- 退職手當にかかる補正予算

2月会議

- 指定管理料等にかかる当初予算

3 一志病院・病院事業庁（こころの医療センターを含む。）／今後の運営体制

（1）一志病院

一志病院については、当分の間県立県営で運営を行いながら、平成19年度から実践している家庭医療が地域に定着しつつあることを踏まえ、保健・医療・福祉を総合的に確保するための運営方針や施設の有効活用等について、改めて検討を行うこととしています。

現在は、病院の診療圏である津市白山・美杉地域の医療を確保していくための課題等について、津市と意見交換を行っているところであり、今後、これらを通じて、一志病院のあり方の検討に生かしていきます。

（2）病院事業庁（こころの医療センターを含む。）

病院事業庁（＝県立病院経営室）については、

- ・総合医療センター及び志摩病院の新たな運営体制への円滑な移行を確認する
- ・一志病院についての検討結果を踏まえる
- ・こころの医療センター院長を事業管理者とする体制を整備する

【所管事項説明】

ことなどが必要なことから、これらの状況を勘案し廃止の時期を決定します。

4 県立病院改革に伴う課題の整理

(1) 職員の身分移行等

① 意向調査結果

総合医療センターの地方独立行政法人化及び志摩病院への指定管理者制度導入に伴う職員の身分移行については、職員一人ひとりが、それぞれの処遇内容を十分に理解したうえで判断する必要があることから、4病院すべての正規職員（医師を除く。）を対象に、個人面談を実施しました。

- ・総合医療センター 6月22日～7月12日（延べ15日間）
- ・こころの医療センター 7月19日～7月26日（延べ 6日間）
- ・一志病院 7月14日～7月15日（延べ 2日間）
- ・志摩病院 6月 9日～6月20日（延べ 8日間）

この個人面談を経て、最終的な意向を調査した結果は【別紙1】のとおりです。

② 今後の予定

病院事業庁では、この調査結果を基に、身分移行に関する手続きや、不足が見込まれる職にかかる新規採用のための職員募集等を進めているところです。

総合医療センター

○ 移行希望職員

地方独立行政法人法に基づき、法人成立の際、総合医療センターに所属する職員は、別に辞令を発せられない限り法人成立の日に法人職員となるよう、条例を整備することとしています。（11月提出予定）

○ 法人プロパー職員

12月頃の採用内定に向けて、募集、試験など必要な手続きを進めているところです。

志摩病院

○ 移行希望職員

正規職員については、9月3～4日に指定管理者（地域医療振興協会）による採用面接が実施され、全員の採用が決定しています。

非常勤職員については、9～10月にかけて採用試験を行っています。

○ 協会プロパー職員

看護職については、10月1日に採用試験が実施されました。今後、医療技術職についても採用試験が実施される予定です。

【所管事項説明】

(2) 財務上の整理

① 4病院一括運営の見直しによる「病院間貸借の解消」

今回の県立病院改革に伴う4病院一括での財務運営の見直しにより、総合医療センターを除く3病院等の資金不足解消のために病院事業会計内部の処理として行ってきた「病院間貸借」（総合医療センターから他の3病院等への貸付）を解消する必要があります。

◆ 総合医療センターによる3病院等への貸付 4, 459百万円（H22決算ベース）

・こころの医療センター	860百万円
・一志病院	862百万円
・志摩病院	2, 351百万円
・県立病院経営室	386百万円

このため、病院間貸借にかかる総合医療センターの貸付の解消と、これに伴う残る3病院等の資金不足に対する手当として、一般会計から病院事業会計に4, 459百万円を貸し付けることにより、総合医療センターからの貸付を一般会計からの貸付に付け替えることとします。

なお、必要な予算措置については、平成23年度においてさらに資金不足が生じた場合の対応についても検討した上で、12月補正又は最終補正において行うこととします。

※ 【別紙2】「病院間貸借解消にかかる貸借対照表のフロー」参照

② 地方独立行政法人の「財産的基礎の確保」

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により「業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない」とされおり、法人を設立するにあたっては、一定期間、安定して法人運営を行っていくために必要な最小限の資本を確保する必要があります。

法人運営開始時の資本の額は、平成22年度決算により、現時点では270百万円になる見込みですが、今後、平成23年度決算見込みのほか、退職給与引当金や、土地・建物にかかる資産評価額の確定などを踏まえ、法人化までの間に精査していきます。

【所管事項説明】

【別紙1】職員意向調査の結果

(平成23年9月30日現在)

◆病院別・職種別の内訳

(単位:人)

	希望先	医療技術職	看護職	事務職等	計
総合医療センター	地方独立行政法人	45	324	0	369
	指定管理者	0	2	0	2
	県	24	13	33	70
	退職	2	18	1	21
	計	71	357	34	462
こころの医療センター	地方独立行政法人	0	0	0	0
	指定管理者	0	0	0	0
	県	29	137	24	190
	退職	0	3	0	3
	計	29	140	24	193
一志病院	地方独立行政法人	0	0	0	0
	指定管理者	0	0	0	0
	県	10	24	6	40
	退職	0	1	0	1
	計	10	25	6	41
志摩病院	地方独立行政法人	6	1	0	7
	指定管理者	6	120	0	126
	県	25	28	19	72
	退職	1	8	0	9
	計	38	157	19	214
4病院計	地方独立行政法人	51	325	0	376
	指定管理者	6	122	0	128
	県	88	202	82	372
	退職	3	30	1	34
	計	148	679	83	910
知事部局等	地方独立行政法人	5	1	0	6
	指定管理者	0	1	0	1

◆運営形態が変更する2病院への移行希望状況

(単位:人)

		医療技術職	看護職	事務職等	計
総合医療センター (地方独立行政法人)	現 員	71	357	34	462
	移行希望者	56	326	0	382
志摩病院 (指定管理者)	現 員	38	157	19	214
	移行希望者	6	123	0	129

【所管事項説明】

【別紙2】病院間貸借解消にかかる貸借対照表のフロー

(平成22年度決算ベース、単位:百万円)

現在の4病院(分割前)

固定資産	27,136	固定負債	434
うち土地	3,685	うち借入金	0
うち建物構築物	19,431	流動負債	1,249
うち貸付金	0	負債計	1,683
流动資産	3,086	資本	29,252
うち現預金	623	うち他会計借入金	2,494
繰延資産	713		
資産計	30,935	負債・資本計	30,935

分割すると

病院間貸借にかかる
借入金が4,459百万円
残ることになります。

独法化前の総合医療センター

固定資産	18,807	固定負債	29
うち土地	3,194	うち借入金	0
うち建物構築物	8,773	流動負債	687
うち貸付金	4,459	負債計	716
流动資産	1,567	資本	19,961
うち現預金	145	うち他会計借入金	1,413
繰延資産	304		
資産計	20,677	負債・資本計	20,677

3病院(病院事業会計)

固定資産	12,788	固定負債	4,864
うち土地	491	うち借入金(総医)	4,459
うち建物構築物	10,658	うち他会計借入金	4,459
うち貸付金	0	流動負債	562
流动資産	1,519	負債計	5,426
うち現預金	478	資本	9,291
繰延資産	409	うち他会計借入金	1,081
資産計	14,717	負債・資本計	14,717

一般会計から病院事業会計に
貸付(4,459百万円)



3病院(病院事業会計)

固定資産	12,788	固定負債	9,323
うち土地	491	うち借入金(総医)	4,459
うち建物構築物	10,658	うち他会計借入金	4,459
うち貸付金	0	流動負債	562
流动資産	5,978	負債計	9,885
うち現預金	4,937	資本	9,291
繰延資産	409	うち他会計借入金	1,081
資産計	19,176	負債・資本計	19,176

病院間貸借を解消

(総合医療センターからの貸付を
一般会計からの貸付に付替)



独法化前の総合医療センター

固定資産	14,348	固定負債	29
うち土地	3,194	うち退職引当金	0
うち建物構築物	8,773	流動負債	687
うち貸付金	0	負債計	716
流动資産	6,025	資本	19,961
うち現預金	4,604	うち他会計借入金	1,413
繰延資産	304		
資産計	20,677	負債・資本計	20,677

3病院(病院事業会計)

固定資産	12,788	固定負債	4,864
うち土地	491	うち借入金(総医)	0
うち建物構築物	10,658	うち他会計借入金	4,459
うち貸付金	0	流動負債	562
流动資産	1,519	負債計	5,426
うち現預金	478	資本	9,291
繰延資産	409	うち他会計借入金	1,081
資産計	14,717	負債・資本計	14,717

独立行政法人化
(会計基準等の適用)



独立行政法人化後の総合医療センター(開始貸借対照表)

固定資産	10,588	固定負債	15,424
うち土地	2,227	うち退職引当金	2,610
うち建物構築物	5,788	流動負債	920
うち貸付金	0	負債計	16,343
流动資産	6,025	資本	270
うち現預金	4,604		
資産計	16,613	負債・資本計	16,613

※金額は、四捨五入の関係で
合計が一致しない場合があります。